

回数券制度の導入について

武豊町コミュニティバス利用促進友の会が多くの方にバスを生活の足として活用してもらうことを目的に今年の2月に試験的に回数券を販売した。その結果、2週間で50セットが完売し、多くの利用者から継続の要望の声が上がっている。

こうした声に継続的に応えるため、引き続き、町の事業として回数券制度の導入を検討する。それにより、コミュニティバスを含めた地域公共交通を定期的にご利用してもらい、生活の足となる利用者の増加を狙う。

【販売方法】

コミュニティバス車内で運転手による販売

※今後、コミュニティバス利用促進友の会と協力し、憩いのサロン等での販売や地域交流センター（味の蔵）等での販売も検討する

※乗合タクシーにおいては、券の使用は可能だが、販売は行わない（その都度車両や運転手が変わるため券の管理が困難であるため）

【販売価格】

11枚綴り1,000円（通常利用より100円得）

【開始時期】

2019年10月1日（火）から

【利用期限】

利用期限は設定しない

【清算方法】

運行事業者が毎月末に町へ請求する委託料のうち、回数券販売分を差し引いた額を請求（回数券利用者数は、別途回数券利用者としてカウント）

【告知方法】

- ・バス車内及び停留所への掲示物の掲出
- ・広報たけとよ（9月15日号）

【注意事項】

遅延発生防止の為、お釣りが発生する場合は購入できない
できる限り「武豊町役場」停留所での停車時に購入して頂く
町との協議の上、作成した回数券を運行事業者により準備する